

「都心臨海部光の道（ナイトウォークルート）基本計画策定業務委託」  
提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

都心臨海部光の道（ナイトウォークルート）基本計画策定業務委託

2 業務の内容

別添「業務説明資料」のとおり

3 参加意向申出書等の提出

本要領等に基づき、プロポーザル参加の意向について、次により提出をお願いします。

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式2-1） 1部

（共同提案の場合は、様式2-2）

イ 誓約書（様式3） 1部

（共同提案の場合は、参加する各法人・団体1部ずつ）

※ 誓約書に虚偽が認められた場合、参加資格を失うものとします。

ウ 参加資格確認結果通知書及び評価結果通知書の返信用封筒 2枚

定形サイズ（長形3号 120×235 mm）の封筒を使用し、郵送先の住所、氏名、郵便番号を明記のうえ、82円切手を貼り付けて下さい。

(2) 受付締切

**令和元年8月2日（金）17時（必着）**

※持参する場合、土曜日、日曜日、祝日を除く平日の9時から12時まで及び13時から17時まで

(3) 提出先

横浜市文化観光局創造都市推進課 担当 渡辺、森

〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル6階

電話 045-671-3868

(4) 提出方法

郵送（配達記録郵便又は書留）又は持参

※ 郵送の場合は発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

(5) 参加資格確認結果の通知

応募者の参加資格を確認し、資格の有無に関わらず参加資格確認結果通知書（様式4）を郵送にてお送りいたします。なお、参加資格があることを確認できた場合には、登録番号を通知し、あわせてプロポーザル関係書類提出要請書（様式5）を送付します。

ア 通知発送日

令和元年8月5日（月）予定

## イ その他

提案資格が確認されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案資格が確認されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を送付した日の翌日から起算して、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出して下さい。

本市は上記の書面を受領した日の翌日から起算して、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

## (6) 参加資格

### ア プロポーザル参加者（以下、「参加者」という）の構成

(ア) 参加者は、単独の法人又は複数の法人・団体により構成される共同事業体とします。

なお、共同事業体で応募する場合は、代表法人とそれ以外の共同法人・団体を決め、代表法人が参加手続を行います。

(イ) 同一参加者が複数の提案を行うことはできません。

(ロ) 複数の共同事業体の構成員になることはできません。

(ハ) 提案書提出以降は、原則として共同事業体の構成員の変更及び追加を行うことはできません。

### イ 参加者の要件

(ア) 市内中小企業（共同事業体の場合は、構成団体に本要件を満たす団体を含むこと。）

(イ) 屋外の照明デザインに関する企画、プロデュース等の実績を有すること。（共同事業体の場合は、構成団体に本要件を満たす団体を含むこと。）

(ロ) 参加意向申出書提出の時点で横浜市一般競争入札参加有資格者名簿へ登載されていること。

（登録種目は問いません。共同事業体の場合は代表団体に本要件を適用します。）ただし、横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載されていない場合でも、参加意向申出書を提出した時点で申し込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了していることを条件として、提出できることとします。

なお、名簿登載予定日が令和元年9月1日（日）の場合、入札参加資格審査申請にかかる送信データ及び提出書類の到着期限は令和元年7月31日（水）ですので、忘れずに手続を行ってください。

入札参加資格審査申請は、次のURLから行ってください。

[http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/toroku/z\\_index.html](http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/toroku/z_index.html)

### ウ 参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、参加者となることはできません。共同事業体の場合は構成団体に含むことはできません。

(ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること。

(イ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること。

(ロ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること。

(ハ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること。

(ニ) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）。

#### 4 質問書の提出

本要領の内容について疑義のある場合は、次のとおり質問書（様式1）の提出をお願いします。質問内容及び回答については、文化観光局創造都市推進課のホームページで公表します。

なお、質問事項がない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 受付締切

令和元年8月12日（月）17時（必着）

(2) 提出先

横浜市文化観光局創造都市推進課 担当 渡辺、森

bk-light@city.yokohama.jp

(3) 提出方法

電子メール（送信形式はテキスト形式とし、質問書はMicrosoft Wordファイルとして電子メールに添付してください。）

(4) 回答日及び方法

令和元年8月16日（金）以降に横浜市ウェブサイトの本プロポーザルページ（以下のURL）に掲載します。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2019/itaku/bunka/20190626150303789.html>

#### 5 提案書の作成

(1) 提案書については、次の項目に関する提案を所定の様式に記入してください。

ア 提案書表紙（様式6）

イ 参加者の概要（様式7）

ウ 業務実施体制（様式8）

エ 業務実績（様式9）

オ 業務実施方針（様式10）

(2) 用紙の大きさはA4判縦とします。

(3) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア 提案は、文書で簡潔に記述してください。

イ 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の活用は自由とします。

ウ 文字の大きさは注記等を除き原則として10ポイント以上の大きさとしてください。

エ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写する場合がありますので、見易さに配慮をお願いします。

#### 6 提案書の提出

(1) 提出書類等

ア 提案書（様式6～10）紙媒体各1部、提案書のPDFデータを記録した電子媒体（CDまたはDVD等）1部

イ 参加者に関する資料 各1部

ウ 提案書評価基準の「ワークライフバランスに関する取組」関連書類（該当する場合のみ）

ワークライフバランスに関する取組状況	提出書類
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合（従業員101人未満の場合のみ）	厚生労働省各都道府県労働局の受付印のある「一般事業主行動計画策定・変更届の写し」
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している場合（従業員301人未満の場合のみ）	厚生労働省各都道府県労働局の受付印のある「一般事業主行動計画策定・変更届の写し」
次世代育成支援対策推進法による認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）を取得している場合	「基準適合一般事業主認定通知書の写し」または「基準適合認定一般事業主認定通知書の写し」
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）を取得している場合	「認定通知書の写し」
よこはまグッドバランス賞の認定を取得している場合	「認定通知書の写し」または「認定証の写し」

(2) 提出期間

令和元年8月22日（木）9時から令和元年8月23日（金）17時まで（必着）

※受付時間は、各日9時から12時まで及び13時から17時まで

(3) 提出先

横浜市文化観光局創造都市推進課 担当 渡辺、森

所在地 〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル6階

電話 045-671-3868

(4) 提出方法

郵送（書留郵便）または持参

※ 梱包表面には必ず朱書きで「都心臨海部光の道（ナイトウォークルート）基本計画策定業務委託 プロポーザル提案書」と明記してください。

(5) その他

所定の様式及びプロポーザル関係書類提出要請書で指定した書類以外で、本プロポーザルに関係のない書類については受理しません。

7 ヒアリング

プロポーザルの評価は書類審査を基本としますが、必要に応じて評価委員会の協議によりヒアリングを行います。

(1) 実施日時

ヒアリングを行う場合に別途お知らせします。

(2) 実施場所(予定)

横浜市文化観光局会議室

所在地 〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル6階

(3) 出席者

総括責任者を含む3名以下としてください。

8 審査委員会

本プロポーザルの実施、評価及び特定に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	文化観光局第2入札参加資格審査・指名業者選定委員会	都心臨海部光の道(ナイトウォークルート)基本計画策定業務委託評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関する事	プロポーザルの評価に関する事
委員	文化観光局 副局長(総務部長) 総務課長 企画課長 創造都市推進課長 観光振興課長 文化プログラム推進課長 総務課経理係長 企画課担当係長	文化観光局 副局長(総務部長) 創造都市推進課創造まちづくり担当課長 企画課担当課長 観光振興課長 都市整備局 都心再生課長 港湾局 整備推進課長 環境創造局 公園緑地整備課長

## 9 評価項目

本プロポーザルで評価する項目は、次のとおりです。

評価項目		配点
業務実施体制	人員配置や役割分担等の執行体制の妥当性	8
	ワークライフバランスに関する取組	2
業務実績	業務実績の数量及び先進性	20
業務実施方針	(1) 調査手法、調査項目の妥当性	10
	(2) 光の道（ナイトウォークルート）検討の視点の独創性と手法の実現性	20
	(3) ルートの魅力向上に向けた施策検討の視点	
	ア ハード整備検討の視点の独創性、先進性と手法の実現性	20
	イ ソフト施策検討の視点の独創性、先進性と手法の実現性	20
合計		100

## 10 その他

(1) 提案書の作成及び提出などに係る費用は、参加者の負担とします。

(2) 無効となるプロポーザル

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの

ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現以外の内容が記載されているもの

カ 虚偽の内容が記載されているもの

キ 本プロポーザルに関して評価委員会委員との接触があった者

ク ヒアリングを欠席した者

(3) 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

ア 通知発送予定日

令和元年9月19日（木）

イ その他

特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

(4) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(5) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(6) プロポーザルの取扱い

ア 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

イ 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

エ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

オ プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において選定を見合わせるがあります。

カ 提出された書類等は返却しません。

(7) その他

ア プロポーザルの実施のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

イ プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

ウ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

エ 特定されたプロポーザルを提出した応募者とは、後日、本要領及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。

なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

オ 参加意向申出書の提出期限以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

カ 概算業務価格（上限）は以下の通りです。なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

**概算業務価格（上限）は、6,500千円（税込）です。**

## 11 参考資料等

提案書作成に際しては、次のウェブサイトを参考にしてください。

(1) 創造都市アクションプラン

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kanko-bunka/bunka/sozotoshi/outline.files/0001\\_20180920.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/kanko-bunka/bunka/sozotoshi/outline.files/0001_20180920.pdf)

(2) 平成31年度横浜市文化観光局予算概要（主にP3、P9をご覧ください。）

<http://archive.city.yokohama.lg.jp/bunka/outline/about/pdf/310131yosangaiyou.pdf>